

## 第36回江戸川区農業委員会定例会 議事録

1. 開催日時 令和2年6月17日(水)午前10時00分～

2. 開催場所 区役所西棟庁舎 第1・第2・第3委員会室

3. 出席委員 (13名)

会長 11番 岩楯 重治

会長職務代理 12番 眞利子 隆

委員 1番 松丸 直義

3番 関口 賢一

5番 山寄 一男

7番 田嶋 正剛

9番 田島 勝

13番 石川 善一

2番 村山 雅美

4番 大場 幸一

6番 佐久間 梅吉

8番 芦田 正之

10番 橋本 智明

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について

議案第1号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定による事業計画の審査について

議案第2号 租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 関山 健二

主任 中倉 由美子

農産係長 小川 英彦

主任 宮代 祐輔

## 7. 会議の概要

議 長

ただ今より第36回江戸川区農業委員会を開会します。

日程第1の議事録署名委員ですが、私からお願い申し上げますので、よろしくお願  
いいたします。関口委員さんと大場委員さんに議事録署名委員をお願いいたします。

それでは、日程第2の議事に入ります。報告第1号をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用のための権利移動届  
出の報告について）について、専決により3件書類を受理いたしました。なお、今回  
は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員会の時間短縮を目的として事前の議  
案書送付をもって、報告に代えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願  
いいたします。以上でございます。

議 長

報告第1号について、質問等ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長

質問・意見等がないようです。報告案件でございますので、了解いただきたいと存  
じます。

議 長

次に、議案第1号の審議をお願いいたします。

事務局

議案第1号都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条3項の規定による事業計  
画の審査についてご審議願います。議案第1号について、貸付けを行う農地の情報等  
は議案書記載の概要のとおりです。詳細は事業計画書の写しをご覧ください。以上で  
ございます。

議 長

議案第1号について、松丸委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願  
いします。

松丸委員

それでは報告いたします。6月11日に事務局の中倉さんと宮代さんと私で現地確  
認を行いました。

こちらの農地は今年の3月まで市民農園として運営していましたが、これからブル  
ーベリーの観光農園を開設していきたいとのことです。現地を確認しますと、すでに  
自宅の敷地でブルーベリーの苗木が栽培されていまして、数は総数で780鉢とのこ  
とでした。ブルーベリーの種類は20種類以上で時期に合わせて収穫する種類を決め  
るとのことでした。収穫期は6月から9月とのことです。

また、今後のスケジュールを確認したところ、今回の事業計画が認定された後に土  
留めフェンスの設置や防風・防鳥ネットの設置を行い、今年中に事業開始を予定して  
います。

栽培方法については自動灌水システムを導入され、決められた時間になると各鉢に設置された専用のチューブから自動的に養液が供給される仕組みとなっています。私的には事業計画の内容について大きな問題ないと思います。

しかし、都市農業は近隣の方々の理解・協力を得ない限り、成り立たないと私は思います。●●さんは農業経験が浅く、ご近所との付き合いも十分とは言いきれないと感じております。今後も地区担当農業委員として●●さんが農業経営を続けられるよう指導していきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ただいま、地区担当委員さんの証言がございましたが、事業計画を審議するにあたりまして、ご質問等ございませんか。

大場委員 今回の借受人である法人の代表が貸付人になっていますが、なぜ貸付人が直接観光農園を開設しないのですか。

事務局 本件については、大場委員のおっしゃる通り借受人は貸付人が代表社員の合同会社になります。自身の経営する法人に貸し付ける理由について本人に確認したところ、繰越欠損金の繰越可能期間が個人だと3年間のところ法人では10年間になるなどのメリットがあるためとのことでした。

大場委員 分かりました。

議長 そのほかに質問等はございませんか。

岩楯会長 橋本委員にご意見を伺いたいのですが、ブルーベリーの観光農園は江戸川区で初めてのようですが、盛栄になるにはどの程度時間がかかりますか。

橋本委員 数年かかると思いますが、隣の葛飾区ではブルーベリーの観光農園をやっていたと思います。また、私が気になるのは事業計画にブルーベリーの加工とあるのですが、今のところ加工する施設等が見受けられません。どのように加工をするのでしょうか。

松丸委員 今後敷地内に施設を設置するとの話を伺っています。

橋本委員 わかりました。また、江戸川区で初めての事業ということであれば改良普及センター等に相談し指導をいただいた方がよいと思います。赤土地帯であればよく育ちますので木を良くして、様々な品種を組み合わせると7月から10月頃まで収穫できるシステムができればお客さんは付くと思います。

岩楯会長 ブルーベリーの苗木はどこで購入できるのでしょうか。

橋本委員 一般の園芸店で購入できます。また、東京の気候に合った品種も生まれていますので、園芸店で購入すればまず品種的な間違いはないと思います。あと、自動灌水システムですけれども根が浅い植物ですので経験が必要かと思います。

岩楯会長 虫や鳥などの被害はどうでしょうか。

橋本委員 主に鳥の被害が多く、防鳥ネットが必要と思います。

岩楯会長 わかりました。

議 長 それでは今回の事業計画について、ご異議等なければ承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

議 長 では、事業計画を承認することといたします。

議 長 次に、議案第2号の審議をお願いいたします。

事務局 議案第2号租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて) についてご審議願います。概要及び経過を説明いたします。議案第2号の1の土地の所在地番ですが、議案書記載のとおり3筆、生産緑地指定箇所としては1箇所になります。引き続き農業を行っている期間は平成28年10月31日～令和元年10月30日です。続いて議案第2号の2の土地の所在地番ですが、議案書記載のとおり6筆、生産緑地指定箇所としては3箇所になります。引き続き農業を行っている期間は平成28年10月23日～令和元年10月22日です。以上でございます。

議 長 議案第2号の1について、眞利子委員が確認を取ってございますので報告をお願いいたします。

眞利子委員 それでは報告いたします。6月4日に、事務局の酒井主査、中倉さんと現地確認を行いました。●●さんは高齢のため、息子さん夫婦とお孫さんに従業員1名を加えた4名で耕作をされています。●●さんは庭先販売が主体で一部店舗へ出荷されているとのこと。●●さんの農地は内屋敷で6反ほどの面積があり、鉄骨ハウスと露地で栽培されています。現地確認当日は、トマト、キュウリ、小松菜等様々な野菜が耕作されており、直売されておりました。農地は適正に管理されており、これからも一生懸命に農業をされると思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 議案第2号の2について、村山委員が確認を取ってございますので報告をお願いいたします。

村山委員 それでは報告いたします。6月8日に事務局の中倉さん、宮代さんと●●さんの現地確認を行いました。現地確認当日は●●さんの奥様にご対応いただきました。●●さんはすべて庭先での直売をされています。農地はハウスが3棟と露地で栽培されており、露地ではミニトマト、枝豆、ナス、ピーマン、カボチャが植えられており、ジャガイモの収穫が終わったのでこれから長ネギ、赤唐辛子を植えられるとのことでした。ハウス内ではトマト、タマネギ、キュウリ、インゲンが植えられていました。農地としてきちんと管理されておりましたのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 各地区担当委員さんの証言がございませぬので、証明書の発行をいたしたいと思ひませぬが、質問ご異議ございませぬか。

(質問、異議なし)

議 長 それでは、証明書の発行を承認することといたします。

議 長 以上をもって、議事を終了いたします。